

那覇広域都市計画公園の変更に係る説明会の開催について

概要：「都市計画公園の変更の内容」及び「手続きの流れ」について

日 時：令和7年11月5日（水）午後7時00分～

場 所：沖縄県立芸術大学一般教育棟3階大講義室
（那覇市首里当蔵町1丁目4番地）

会 次 第

進行：沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

1. あいさつ・・・・・・・・沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班

2. 都市計画の原案及び都市計画変更の手続きの説明

首里城公園について・・・・・・・・沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班

～図面等閲覧時間（10分程度）～

3. 質疑応答

4. 閉 会

※今回は、都市計画の変更に関する説明会です。

▶問合せ先

【都市計画の手続きに関すること】

沖縄県 都市計画・モノレール課 企画班

TEL 098(866)2408 担当：渡久山、伊計

【事業計画・工事・管理に関すること】

＜首里城復興事業・工事に関すること＞

沖縄県 首里城復興課 復興推進班

TEL 098(943)0140 担当：知念、新里

＜首里城公園事業（公園全体）・管理に関すること＞

沖縄県 都市公園課 管理整備班

TEL 098(866)2035 担当：島袋、清水

▶沖縄県ホームページ

- ・本日の説明会資料などはコチラからでもご確認いただけます。

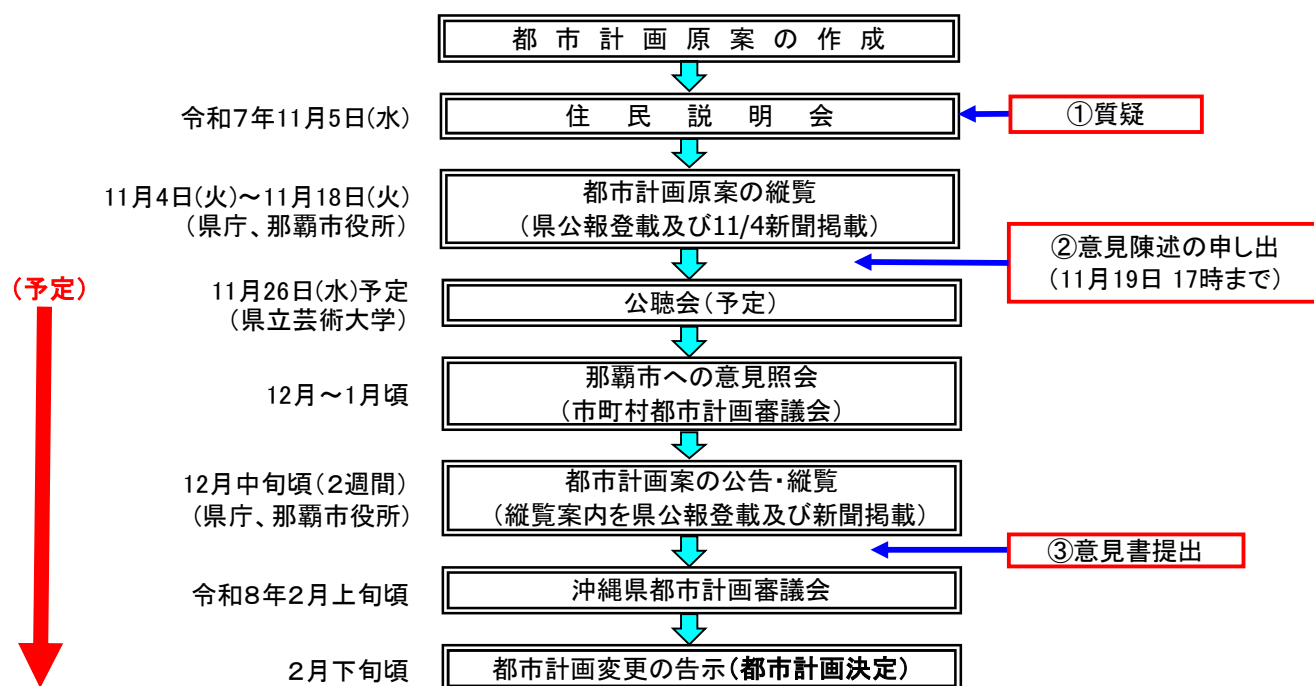


・今後の都市計画手続き進捗状況についてはコチラのページよりご確認ください。



都市計画変更の手続き

【沖縄県決定】那覇広域都市計画公園の変更 [那覇広域都市計画公園] 5・5・那5号 首里城公園



当該案件に関する意見を述べる機会は、①本日の住民説明会の質疑のほか、②「公聴会」での意見陳述の申し出及び③「都市計画案の縦覧期間中」の意見書提出において用意されております。

なお、公聴会のための都市計画原案の縦覧期間中に意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会は開催しません。

※上記は現時点の予定であるため、今後スケジュールが変更になることがあります。

沖縄県都市計画公聴会規則

(第4条) 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、公聴会の案件に係る都市計画区域内において住所を有する者とする。

(第5条) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年令を記載した書面(公述申出書)を知事に提出しなければならない。

【「公聴会」での意見陳述の申し出方法について】

公述者の要件: **那覇広域都市計画区域**(宜野湾市、那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、北中城村、中城村の全域並びに八重瀬町の一部(具志頭地域を除く))に**住所を有するもの**。

提出期間: 11月4日(火)～11月19日(水)17時まで

提出方法: 次の(1)～(4)いずれかの方法で公述申出書を提出

(1)持参

「沖縄県 都市計画・モノレール課企画班」「那覇市 都市計画課」のいずれか窓口まで提出をお願いします。

(2)電子メールで提出

沖縄県 都市計画・モノレール課電子メール aa065005@pref.okinawa.lg.jp

(3)FAXで提出

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課企画班 FAX:098-866-5938

(4)郵送で提出

〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課企画班